

7 実現のための施策の方針

(1) 町民の参加を促進する

① 緑に関する情報を提供する

町民参加による緑の保全や緑化を進めるためには、緑に関する団体や行政の活動情報やイベントの開催情報、植物の剪定や育て方などの園芸情報など、緑に関する様々な情報を的確に提供する必要がある。

そのため、町担当課における窓口の設置といった情報の発信拠点の設置や、町広報紙やホームページの活用、パンフレットの発行等、多様な情報媒体の活用、緑に関する情報ネットワーク（行政、NPO、ボランティア団体、学術・研究機関等の連携）を構築する。

- ・既存の公共施設や駅等を利用した緑の情報コーナーの設置
- ・緑の相談窓口の設置
- ・まちづくりセンターの整備

等

② 緑と親しむ場を提供する

町民や来訪者が緑に親しみ触れ合う場として、緑をテーマとした植樹祭等のイベントの開催や花いっぱい運動を推進する。また、まつりなど既存のイベントと連携して、緑と親しむ機会の提供を図る。

また、街路樹等を地域に密着した緑として親しみを持ってもらうため、街路樹等の管理をまかせる「アダプト制度」等の活用も検討する。

- ・花いっぱい運動の推進
- ・美化運動の推進（ポイ捨て禁止運動、清掃活動）
- ・身近な公園を利用した植樹・花植え、巣箱づくりなど町民の手によるイベントの開催
- ・「アダプト制度」の活用

等

③ 緑について学ぶ場を提供する

身近な園芸・庭木の手入れから高度な環境学習等に至る講座や講習会、体験学習型の自然教室等を開催するなど、情報の提供や緑の保全や緑化に対する意識の啓発を図る。また、町民に身近な公園の整備・再生のあり方等についてのワークショップを開催し、町民参加による公園づくりを推進する。

- ・緑に関する研究レポート、応募作品の発表会の開催
- ・自然に関する資料の収集・保管・展示
- ・緑・自然をテーマとした副読本の作成や学校農園の設置などの学校教育との連携
- ・町民が手軽に参加・協力できる緑化活動の手引書（緑化ガイドブック等）の作成

等

④ 町民の参加意欲を高める

個人・団体（町内会・学校等）による緑のコンクール（花鉢コンクール、花壇コンクール等）を開催や自主的な活動に対する表彰制度を設け、町民の緑の保全や緑化に対する参加意欲の啓発を図る。

- ・街角緑化や花壇、学校緑化等の緑のまちづくりコンクールの開催と町役場、公民館等での展示
- ・表彰制度の設置
- ・公園探検隊の結成
- ・公園愛護会の結成

等

（２）みんなで取り組む実行体制づくり

① 庁内の緑の推進体制を確立する

様々な緑に関する活動を円滑に進めるため、町担当課の執行体制の強化を図る。また、町担当課と庁内関係各課との連携を強化するとともに、それぞれの役割分担を明確にする。

② 関連機関との連携を強化する

緑に関する様々なプロジェクトを円滑に進めるため、国・県・周辺市町間における協力・連絡調整体制の強化を図る。また、関係機関が一体となって緑の広域プロジェクトを推進する。

③ 町民が参加しやすい体制をつくる

より多くの町民が緑のプロジェクトに参加するよう、緑に係るリーダー・団体を発掘し、育成・支援に努める。

- ・緑まちづくりリーダーの技術的・財政的な支援
- ・緑の活動団体やボランティアへの技術協力、技術指導等の活動支援
- ・緑の愛好家の育成
- ・グループ形成の支援
- ・活動組織相互の交流促進
- ・活動拠点の整備
- ・経験豊かな高齢者等の協力の推進
- ・緑化指導員や環境技術者（樹木医、森林インストラクター等）の登録・活用

等

(3) 町独自のきめ細やかなルールづくり

① 既存の制度を効果的に活用する

町民の大切な財産である良好な緑の保全や緑化の推進を図るため、緑地保全地域や特別緑地保全地区、地区計画等緑地保全条例・緑地率条例、緑化地域、緑地協定、市民緑地等の既存制度の活用を検討する。また、活用にあたっては、本町の実情に適合するよう、既存制度の改善の要請を図る。

② 町独自のルールをつくる

景観法に基づく景観計画の策定や町独自の条例・基準づくりに合わせながら、緑のまちづくりにおける町条例や要綱等を制定し、独自の規制・誘導に努める。

- ・緑のまちづくり条例の制定
- ・緑のまちづくり基金等の創設
- ・緑のまちづくりを促進する助成・支援制度の充実（樹木の引き取り制度、農家との契約による緑化材料供給制度、大規模民間施設の緑化の義務づけと資金融資制度、生垣化助成制度 等）

等

(4) 様々な施策を効果的・効率的に取り組む

① 緑の重点施策を抽出する

- ・ 現在の問題課題への対応や緑の将来都市像の実現に向けた効果的な施策を抽出する。
- ・ 町民が理解、参加しやすい実行性と具体性のある施策を抽出する。
- ・ 町固有の資源の活用や地域振興に貢献する話題性のある施策を抽出する。

② 施策実施の役割分担とその段階的な取り組み方針を明らかにする

項 目	施策概要	役割分担	優先順位
都市公園の整備に関する事項	地区毎の自然性を活かした“みどりの郷”づくり	町	A
	(仮) 温泉場地区公園の整備	町・民間	A
	(仮) 湯河原海辺公園の整備	町・民間	A
	(仮) 福浦幼稚園跡地街区公園等新規街区公園の整備	町・民間	C
	既存都市公園の再整備	町・民間	A
備考	都市公園の整備は、住民参加を積極的に取り入れながら、住民ニーズを踏まえた公園づくりを行う。		
緑地の保全に関する事項	緑の名所50選の選定	町・民間	B
	樹林保全制度の検討	町	B
	新崎川の遊歩道整備・護岸の親水化	町・県	B
備考	既存の保全制度を維持するとともに、住民意識の啓発やPR効果も期待する保全事業を行う。		
緑化の推進に関する事項	緑のスポットづくり	町・民間	B
	公共公益施設の緑化	町・民間	A
	湯河原駅周辺地区の緑化	町・民間	A
	温泉場地区の緑化	町・民間	A
	湯河原海岸地区の緑化	町・民間	A
備考	地域の特性を踏まえながら、地域住民や企業・団体、行政が協力しながら緑化を推進する。		
実現方策に関する事項	情報発信拠点の設置	町	B
	多様な情報媒体を活用した情報の提供	町	A
	緑に関する情報ネットワークの構築	町・民間	A
	緑をテーマとしたイベントの開催（既存イベントとの連携）	町・民間	A
	花いっぱい運動の推進	町・民間	A
	講座や講習、自然教室等の開催	町・民間	A
	緑のコンクールの開催	町	A
	表彰制度の設置	町	A
	公園探検隊や公園愛護会の結成	町・民間	A
	庁内推進体制の強化	町	A
	国・県・周辺市町間の協力・連絡調整体制の強化	町	B
	緑に係るリーダー・団体の発掘・育成・支援	町	A
	既存制度の効果的活用の検討	町	A
	町独自の新たなルールづくり	町	B
備考	推進体制や制度を整えながら、実施可能なソフト事業を推進する。		

A：短期的又は継続的に取り組む重点施策 B：中期的な視点で取り組む施策 C：長期的な視点で取り組む施策
 （概ね5年以内） （概ね5年から10年以内） （概ね20年以内）

③ 施策実施の適切な進行管理を行う

- ・ 施策の実施時期を踏まえ、総合計画へ適切に実施計画に位置づける。
- ・ 総合計画実施計画のローリング時に、緑に係る施策の実施状況と今後の見通しを評価・分析し、実施計画の見直しを図る。